

外貨預金規定(普通預金および定期預金)の改定のお知らせ

山陰合同銀行では、外貨両替業務終了に伴い、外貨預金(普通預金)規定および外貨預金(定期預金)規定を改定し、下記変更日以降新規定によりお取扱させていただきます。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

【改定事項】

下表のとおり、改定いたします。

※下表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載いたします。

外貨預金(普通預金)規定 新旧対比

改定前	改定後
<p>6. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金は、外貨または円貨を対価として購入した外貨により預入れできます。ただし、当該外貨預金の通貨と異なる外貨による場合は、当行の承諾する通貨に限り、預入れできます。</p> <p>(2) この現金に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>①現金</p> <p>②受入店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち受入店で決済を確認したもの</p> <p>③為替による振込金</p> <p>(3) 受入店以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ決済を確認した後、その代り金をこの預金に受入れます。</p>	<p>6. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②受入店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち受入店で決済を確認したもの</p> <p>③為替による振込金</p> <p>(2) 受入店以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ決済を確認した後、その代り金をこの預金に受入れます。</p> <p>(3) 外貨現金でのお預入は受入れておりません。</p>
<p>7. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金は、外貨または円貨により払戻しできます。ただし、当該外貨預金の通貨と異なる外貨による場合は、当行の承諾する通貨に限り、払戻しできます。</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、公的な本人確認書類とともに口座を開設した取引店または当行本支店（一部の出張所は除きます）に提出してください。</p> <p>(3) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は後記第11条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができるものとします。</p>	<p>7. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、公的な本人確認書類とともに口座を開設した取引店または当行本支店（一部の出張所は除きます）に提出してください。</p> <p>(2) 外貨現金での払戻しは受入れておりません。</p>

<p>8. (取扱店による外貨での預入れ、払戻しの制限) (1) 第6条または第7条の規定に係わらず、この預金と同一通貨の外貨両替を取扱っていない店舗では、外貨による預入れ、または払戻しをすることはできません。 (2) 第1項に該当する店舗では、円貨を対価とする預入れ、または払出しのみ取扱います。</p>	<p>削除</p>
<p>9. (外貨での預入れ、払戻しまたは解約についての手数料) 第8条第1項に該当しない場合において、この預金と同一通貨の外貨で預入れ、払戻しまたは解約する場合には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>10. (利息)</p>	<p>8. (利息)</p>
<p>11. (外国為替相場) この預金の預入れ、払戻しまたは解約に際し、円貨を含むこの預金の通貨以外の通貨への換算を行う場合は、当行所定の外国為替相場により取扱います。</p>	<p>9. (外国為替相場) この預金の預入れ、払戻しまたは解約に際し、円貨への換算を行う場合は、当行所定の外国為替相場により取扱います。</p>
<p>12. (届出事項の変更等)</p>	<p>10. (届出事項の変更等)</p>
<p>13. (成年後見人等の届出)</p>	<p>11. (成年後見人等の届出)</p>
<p>14. (印鑑照合等)</p>	<p>12. (印鑑照合等)</p>
<p>15. (譲渡、質入れ等の禁止)</p>	<p>13. (譲渡、質入れ等の禁止)</p>
<p>16. (取引の制限等)</p>	<p>14. (取引の制限等)</p>
<p>17. (解約等)</p>	<p>15. (解約等)</p>
<p>18. (通知等)</p>	<p>16. (通知等)</p>
<p>19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p>20. (適用法令)</p>	<p>18. (適用法令)</p>
<p>21. (準拠法・裁判所管轄)</p>	<p>19. (準拠法・裁判所管轄)</p>
<p>22. (規定等の変更)</p>	<p>20. (規定等の変更)</p>

外貨預金(定期預金)規定 共通規定 新旧対比

改定前	改定後
<p>4. (外国為替相場) この預金の預入れ、または解約に際し、円貨を含むこの預金の通貨以外の通貨への換算を行う場合は、当行所定の外国為替相場により取扱います。</p>	<p>4. (外国為替相場) この預金の預入れ、または解約に際し、円貨への換算を行う場合は、当行所定の外国為替相場により取扱います。</p>
<p>6. (現金での預入れ、解約の制限) (2) この預金と同一通貨の外貨両替を取扱っていない店舗では、外貨(現金)で解約することはできません。</p>	<p>6. (現金での預入れ、解約の制限) (2) この預金は、外貨(現金)で解約することはできません。</p>
<p>7. (外貨(現金)での解約についての手数料) 第6条第2項に該当しない場合において、この預金と同一通貨の外貨(現金)で解約する場合には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>8. (取引店の変更)</p>	<p>7. (取引店の変更)</p>
<p>9. (届出事項の変更等)</p>	<p>8. (届出事項の変更等)</p>
<p>10. (成年後見人等の届出)</p>	<p>9. (成年後見人等の届出)</p>
<p>11. (印鑑照合等)</p>	<p>10. (印鑑照合等)</p>
<p>12. (譲渡、質入れの禁止)</p>	<p>11. (譲渡、質入れの禁止)</p>
<p>13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p>14. (適用法令)</p>	<p>13. (適用法令)</p>
<p>15. (準拠法・裁判所管轄)</p>	<p>14. (準拠法・裁判所管轄)</p>
<p>16. (規定等の変更)</p>	<p>15. (規定等の変更)</p>

外貨預金(定期預金)規定 ごうぎんオープン外貨定期預金(期日指定型)取引規定 新旧対比

改定前	改定後
<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は共通規定第4条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができるものとします。</p> <p>(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略</p>

外貨預金(定期預金)規定 ごうぎんオープン外貨定期預金(元利継続型)取引規定 新旧対比

改定前	改定後
<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は共通規定第4条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができるものとします。</p> <p>(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略</p>

外貨預金(定期預金)規定 ごうぎんオープン外貨定期預金(元金継続型)取引規定 新旧対比

改定前	改定後
<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は共通規定第4条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができるものとします。</p> <p>(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略</p>

変更日 2021年10月1日(金)

以上